

第 7 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「当該特別償却設備に係るもの」を「当該特別償却設備（対象特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。）に係るもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。